

社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

箇所：約1,024カ所

<児童関係施設等：約595カ所、障害児者関係施設：280カ所、介護関係施設：65カ所、その他関係施設：84カ所>

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

箇所：約2,857カ所

<児童関係施設等：約5カ所、障害児者関係施設：約495カ所、介護関係施設：約2,350カ所、その他関係施設：約7カ所>

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

箇所：約1,472カ所

<児童関係施設等：約385カ所、障害児者関係施設：約255カ所、介護関係施設：約820カ所、その他関係施設：約12カ所>

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

箇所：約1,690カ所

<児童関係施設等：約45カ所、障害児者関係施設：約470カ所、介護関係施設：約1,175カ所>

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。